

1 本人が届出等をする場合の例(続き)

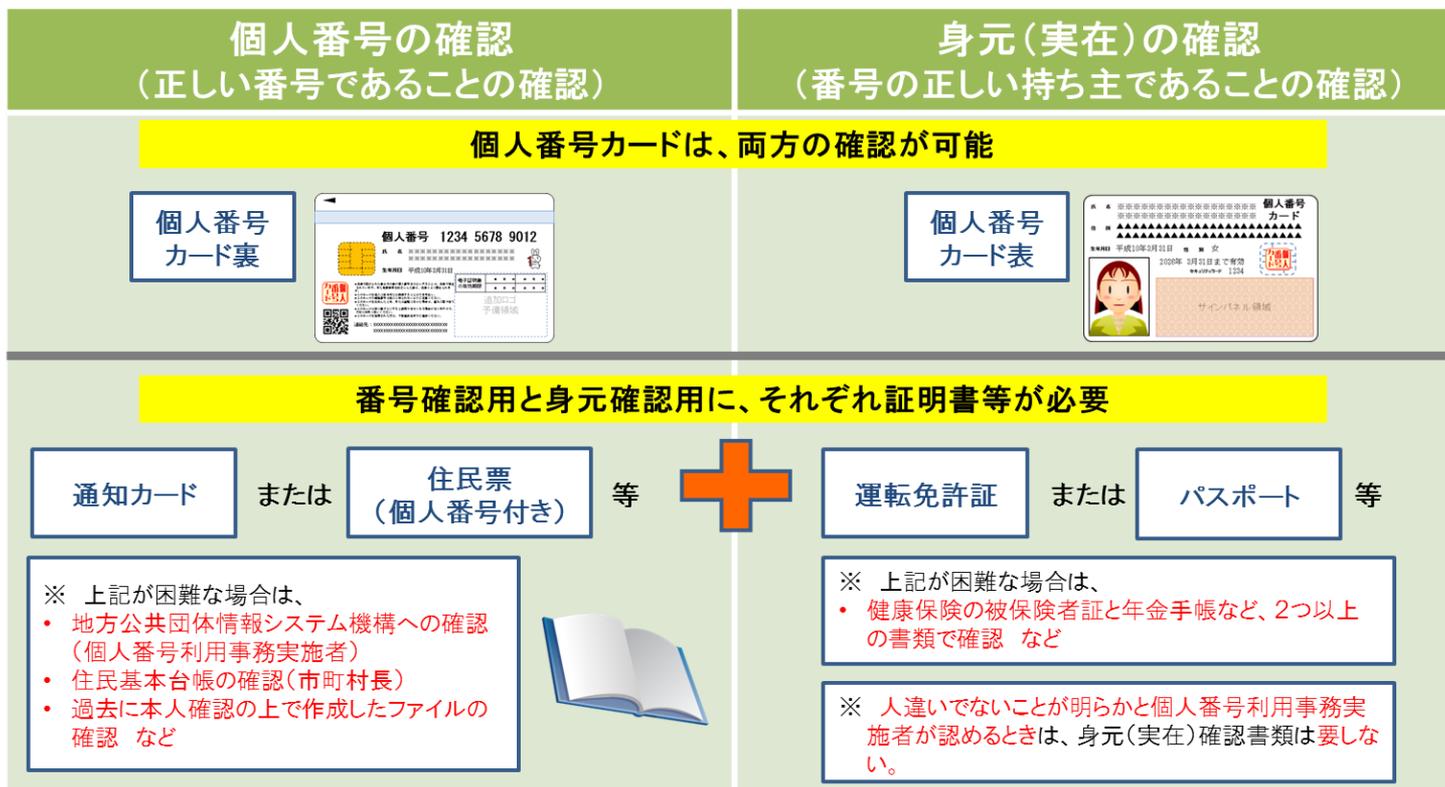
※本人の代わりに届出等の書類を窓口を持参する場合又は郵送の場合も同様です。この場合(郵送を除く)は届出等の書類を窓口を持参された方の氏名等を確認しますので、次の書類に加え持参された方の氏名等が確認できる書類(運転免許証等)をご用意ください。

届出等	必要な書類		
	届出等する書類	本人の身元が確認できる書類	本人の個人番号が確認できる書類
<p>・介護保険被保険者証再交付申請</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>個人番号カード(表)・運転免許証・パスポートなど</p> <p>○○○○ ○○○○</p>  </div> <p style="text-align: center;">顔写真付き</p> <p>※上記の顔写真付き証明書などが困難な場合は健康保険被保険者証など、2つ以上の書類が必要。</p> <p>※本人の代わりに届出等の書類を窓口を持参する場合又は郵送の場合はコピー可。</p>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid blue; display: inline-block;">個人番号カード(裏)</p>  </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">または</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid blue; display: inline-block;">通知カード</p>  </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">または</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="border: 1px solid blue; display: inline-block;">個人番号付き住民票</p> </div> <p style="text-align: center;">※コピー可。</p>

参考

【厚生労働省 資料から】地方公共団体(社会保障分野)における社会保障・税番号制度の導入に向けた対応について

マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。



(参考)

- 国の行政機関等は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法及び個人情報保護法により、本人から個人番号を取得する際には、利用目的の明示する等の措置が必要とされています。地方公共団体においても、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用になるよう個人情報保護条例の改正が必要となる場合があります。
- 詳細は、特定個人情報保護委員会HPから「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」をご覧ください。